

『今後の進め方について』 説明資料

みなさんにお配りした説明会での意見やアンケートを読んでいますと、様々なご要望やご意見等が書かれておりますが、概ね次の3点についての意見が多く出ていたことから、『(1)建設委員会組織について』、『(2)決定事項のさかのぼりについて』、『(3)建設候補地の再検討について』を分けてご議論いただければと考えています。

また、順番につきまして、(1)(2)(3)とさせていただいたのは、皆さんにお集まりいただいているところ、この順番に沿って決めていかなければ、建設候補地の検討に入れないうとの考えからであり、各()内の順番についても概ねこの順番に沿うべきかとの考えから数字を振ってありますので、記載順に話し合うべきかと考えます。

はじめに(1)の組織については、村民からの意見アンケートからでは、記載している点についての疑義がでていることから、各項目について、事務局から説明を行い、この事柄について建設委員会の位置づけ・あり方について決めていただければと思います。

次に(2)になりますが、この後の(3)も同じですが、(1)の決定する内容によって変わってくるかとは思いますが、建設委員会が現状のままと仮定した場合の話になります。建設委員会自体の決定が出た後は、(2)決定事項のさかのぼりについて、記載のとおり、どこまでさかのぼるかを検討していただきます。

そして、(2)のさかのぼりが建設候補地からとなった場合は、次の(3)の内容に入って検討をお願いしたいと思います。そのため、さかのぼりの時点が検討により変わった場合は、(2)と(3)の間に、先に話し合わなければならない内容が入ってくることをご理解ください。

会議の進め方は『今後の進め方について』の各項目に沿って、記載の経緯や議論する内容を事務局より説明させていただいた後に、皆さんで検討していただく形で進めていきたいと考えています。

また、多数の協議項目がありますが結論を急ぐのではなく、会議の時間内に意見集約できない場合は次回に持ち越すなど、議論する時間に制約をかけない形で、一つひとつの項目について十分に議論を尽くして検討をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回お示した協議項目および順番は、仮定の条件を基にした内容になりますので、(1)の決定内容によっては、(2)および(3)の協議内容が変わってきます。その点をご理解いただき、今後の進め方についてご検討いただければと存じます。

(1)の建設委員会組織について

① 建設委員会で統合小中学校の建設について検討を続けていくのか

行政の建物である学校建設については、本来は執行機関である昭和村が決定し、議会に承認いただき、進めていくべきものです。そのため、昭和村役場内の職員で決定していくのが行政の基本的なスタイルですが、今回の学校建設については、村の重要な事項でもあり、職員が学校建設のプロでもなければ、年に数回実施するような経験を有する内容でも無いことや、昭和村の行政方針として「みんなで作ろう元気な昭和村」にあるとおり、昭和村の様々な立ち位置の人の意見やアイデアを入れた形での協働のスタイルで進めていきたいと考え、この建設委員会を立ち上げました。

そのため、出来れば現在の建設委員会の形で進めていきたいと思いますが、検討をお願いいたします。

.....

② 建設委員会の委員を改めて選任するのか

委員については、多くの方に携わっていただきたい思いはありますが、実際物事を検討して進めて行かなければならない関係上、会議が成立する一定数での会がふさわしいと考え、委員の選考については、学校建設に関して、様々立ち位置の違う方々に集まっていたかどうか考え、学校建設については、非常にたくさんの予算が必要なことから、村の重要事項を常に考え、検討いただいている、村長、副村長、また議会から参加を頂きたく、議会に人選の依頼をしたところ、管轄である文教産建常任委員会の議員がふさわしいとのことから、推薦をいただきました。また学校建設は教育に関することなので、常に教育について議論いただいている教育長、そして教育委員の方の参加は必要だろうとの考えからお願いしましたし、学校の現場を知る人材として各学校長の参加をお願いし、また行政サイドではない一般の教育に関係のある方々からの意見を取り入れるべく各小中学校から各2名の代表、各保育園から1名の代表をお願いし、お忙しい中ご参加いただいております。

そして、学校建設には、工事費用などで多大な予算が必要なことから、昭和村の予算を管理している総務課から課長の参加もお願いいたしました。

そして本来であればここに外部の学識経験者を入れて当初からスタートすべきところなのですが、事務局で考えます学識経験者については、今回のこの委員会が建設委員会であることから、建築設計に詳しい外部の方に学識経験者として入っていただくと考えました。それは学校建設の大部分を占める校舎や体育館の建設になったときに、この委員会に専門的なことがわかるメンバーがいるべきだと考えたからです。

他市町村ではよくこの学校の建設委員会において学識経験者を教育に詳しい方を迎えますが、その場合は、統合そのものから検討している会が多く、昭和村においても統合を検討する委員会においては、学識経験者として前教育長に入ってくださいました。ただ今回については、教育についての専門は教育長や現場をよく知る学校長に入ってくださいしているこ

とから、先に述べたように建築の専門知識が弱いため建築関係の有識者に加入していただくと考えています。また当初から参加としなかった事については、当初は校舎等の建設で無い部分での検討が多いことから、必要な時期に入っていたと考えての事です。この建設設計に詳しい方については、新庁舎建設でも建設委員会に前橋工科大学の教授に入っただき、建物の構造など難しい部分のアドバイスもかなりいただき、検討時にかなり助かった記憶があります。ただその時は村外の教授であることと前橋から来ることから、費用が少しかかりました。

以上の経過から、皆さんにお集まりいただいておりますので、改めての選任について検討いただければと思います。

③ 建設委員会の組織を条例化した附属組織としていくのか

この委員会の位置づけについて、諮問機関との声が叫ばれていますが、村長から諮問を受けて設立したわけではなかったため、諮問機関ではないことの説明として「附属機関」と言ってしまったことから、疑義のご意見がでたものです。そのため、今回よくよく調べましたところ、この委員会は現状では附属機関ではありません。

難しい話ですが、附属機関については地方自治法で名称が定義されており、それによると「設置は条例、費用は報酬、身分は特別職の公務員」で内容的には「審議・審査」的なもの、「執行決定はできないが、案件についての決定ができる」ものになります。

それではこの委員会はなにか?となりますが、条例でなく要綱で設置しており、皆さんへの費用も報酬ではなく報償・謝金として予算化しております。

この形は「…委員会」や「…協議会」「…審議会」など名前は様々ですが、以前より各市町村でも色々な事柄を調査、検討していく上で、住民意見を反映した施策とするため、一般の人に参加していただく会として設置し、業務を執行してきております。この要綱による設置は違法かといいますとネットで「建設委員会設置要綱」で検索すれば、かなり数がヒットしますので他市町村でも実施しているスタイルでありますし、「建設委員会設置条例」もあることから、どちらも違法でもないように思えます。

また、大きな市では、一般市民が参加するこのような集まりに対して、大きく2つに分けております。1つ目が「附属機関」、そして2つ目が「協議会」です。この「協議会」は地方自治法に記載されている要件がありまして、いわゆる「…協議会」の様に、名称に“協議会”が付くか否かに関係なく、審議会等以外（これは附属機関の意味）のもので、関係行政機関の職員、学識経験のある者や関係団体の代表者、公募市民等の委員から広く意見をお聴きし、市政運営の参考とすることを主な目的に、要綱等に基づき設置されたものとなります。

このことから、現状昭和村の建設委員会は協議会になるかと思えます。そこで、今後この建設委員会を附属機関とすべきか、現状のまま協議会とすべきかですが、皆さんがここで検討いただく内容を執行機関である村に、「審議の決定」としたい場合は、附属機関にしなけ

ればなりませんし、「意見を述べる場」として村に伝える役目だとするならば現状のまま協議会としての位置づけで十分であると思います。

なお、附属機関とすると会議の傍聴や公開、意見の議事録の開示等少し堅い話も出てくるように感じますので、この建設委員会は附属機関ではありませんが、協議会として成立していると思いますので、言葉は間違えましたが、現状の組織で良いかと考えておりますが、検討をお願いいたします。

.....

④ 建設委員会の委員に村長を継続して入れるか

他市町村の似たような教育関係の委員会には、村長すなわち首長は入っていない例が多いですが、建設の委員会には参加している例も見受けられます。これまでの学校を統合するかの2つの検討委員会においては教育関係の検討であったことから、委員には入っておりませんでした。しかし、今回の建設委員会は、学校校舎並びに体育館ましてや地域コミュニティーを併設するかもしれないという、公共施設の建設に関する事柄のため、昭和村のような小規模の団体においては積極的にリーダーも参加すべきと感じておりますので、委員として参加していただいております。そのため、このままで良いかについて検討をお願いいたします。

.....

⑤ 建設委員会の委員に議長を継続して入れるのか

議長の参加については、当初議会に参加要請を行った際に、文教産建常任委員会の委員が参加することの回答をいただきましたので、議会議長として参加しているというより、文教産建常任委員の一人としての参加であると感じております。ただ、今回この建設委員会の委員長・副委員長を選出するにあたり、委員長をサポートする副委員長の役を考えた時に、各委員の職責の大きさから委員長を村長に、副委員長を議長をお願いしたものです。地域説明会の場において、席の表現を委員長・副委員長とすれば良かったところ、村長・議長としたことから、「行政の長と議会の長が同席するのはおかしいのでは」との疑義を言われた方がおり、本来であれば行政と議会は両翼と言われるように離れているべきとの考えもあろうと思いますが、昭和村のように小規模な市町村にあっては、村民の投票による地域代表である議会議員の方にも行政の執行に際しての意見を言えるこのような委員会に参加いただくべきと考えます。そのため、このままで良いかについて検討をお願いいたします。

.....

⑥ 建設委員会の委員に村外の教育に携わる人物を学識経験者として入れるべきか

学識経験者については、事務局の考え方は先ほど申し上げたとおり、しかる時期に建設設計の専門家に入っていただきたいと考えております。それは、先の(1)③の説明とおりで、学校の運営や教育に関する事柄については、教育長をはじめとする教育委員がおり、学校現場の問題については、何十年と学校現場で活躍されている校長先生が4名おります。ま

た、各校長先生は、昭和村だけでなく利根郡の学校での経験も豊富であることから、ことさら、村外の教育関係者を学識経験者とするには必要がないかと感じております。そのため、学識経験者の加入は建築設計の専門家とすることで良いか、検討をお願いいたします。

⑦ 建設委員会での決定方法は過半数とするか、概ねの賛成の場合とするのか

今回の候補地の決定に際し、投票数の一番多いところに決定したわけですが、この決定に際し、十分な議論や事前説明の過程なしに数で決定したことについて不満の意見が多く寄せられました。そこで、委員会での物事の決定について、半数決定というよりも議論を尽くし、全員一致が理想ですが、概ね 7 割程度の賛成が得られるように議論・討論を進めて決めていく方法がよろしいのではないかと考えます。そして最終的に答えを出さなければならないような案件で、議論も尽くしている場合のみ、投票による過半数としていけたらと考えますが、検討をお願いいたします。

⑧ 建設委員会として今後どのように説明を実施していくのか

説明会の方法は、2パターンあるかと思います。まず1つ目が年度の区切りなど「時期毎」に報告する方法で、2つ目が重要事項の決定など「内容毎」に報告する方法です。今回の建設委員会の説明会や前回の検討委員会の説明会などを振り返って考えますと、興味がないような内容の場合に参加者は集まらず、重要な事柄については多くの関心が寄せられることがわかりました。そのため、説明会を時期毎にするのではなく、内容毎に必要な時期に保護者など関係する人達に「お知らせする内容がある場合」や「意見を聞きたい場合」に実施することでよろしいかと考えますが、検討をお願いいたします。

(2) 決定事項のさかのぼりについて

① 小学校の統合決定自体を再検討するのか

この小学校の統合については令和元年から令和3年度にかけて学校の在り方検討委員会にて議論いただき、統合についてのアンケートも実施して決定している内容になります。報告書では

(以下報告書を引用)

『文部科学省が示す「教育は児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいもの」にあるとおり、できうる限り昭和村においても実現していくとすれば、小規模化している小学校を統合することで、「学年の複数クラス化」を実現し、切磋琢磨できる環境を提供すると共に、統合により子ども達への共通の教育指導や、共通の施設、そして指導いただく先生方の集約による指導力の向上や負担軽減、また保護者の学校運営への参加負担の軽減を行うことは、統合に際し不安視されている通学や地域活性化の問題よりも重要なことであると考え、管内の小学校は統合していくべきであるとの結論に至りました。』

(引用ここまで)

とあるとおりです。そのため、説明会で出た「小規模が望ましい」や「通学の問題で統合反対」などの意見は、報告書にあるとおり、その問題も理解した上で統合という方向性を決定しておりますので再検討の必要性はないと感じますが、検討をお願いいたします。

② 小中学校の一貫教育を再検討するのか

小中一貫教育については、令和4年5月より小学校の統合に向けた検討委員会において検討いただいた内容となり、報告書では

(以下報告書を引用)

「昭和村の小学校3校を統合して1校とし、新しい場所に中学校と一体となった校舎を建設し、郷土愛を育む小中一貫校を作る」ことを希望いたします。

主な理由については以下の通りです。

- ①従来の6・3制度で問題となってきた不登校問題への対応や、質の高い勉強が可能な教科担任制への早期移行、そして小中が合わさった切れ目の無い教育を実現していきたいため。
- ②児童生徒数減少による複式学級や少人数の学級に見られる男女比の偏りを解消し、より多くの子どもたちと触れ合うことで生まれる思考力・表現力・判断力を育成していきたいため。
- ③大規模改修時期にきている老朽化した校舎を利用するのではなく、バリアフリー設備や高断熱機能を備えたこれからの校舎に求められる設備を持った施設で子どもたちを

学ばせたいため。

小学校を統合するということは、各地区から小学校がなくなるということで、そこには遠距離通学の問題であったり、地域のコミュニティーの拠点の問題であったりと様々な事を議論しなければならいと考えます。しかし、昭和村の「子どもたちのために」を念頭に話し合えば協力できない、解決できないことではないと信じております。

(引用ここまで)

とあることから、この決定から再検討の必要性はないと感じますが、検討をお願いいたします。

③ 統合小中学校の建設自体を再検討するのか

先の(2)②小中一貫教育と同じ理由になりますが、一部意見として前回の統合に向けた検討委員会では議論されなかった「小規模特認校の併設」といった案が出たことから、このことについて詳しい方にご説明いただき、議論をしていくべきか、検討をお願いいたします。

④ 建設用地の決定を再検討するのか

説明会において多くの方から意見が出された内容ですので、1度決定をした内容ですが、(3)にあるように、順序を細かく検討して、「決め方」から決めていけたらと思いますが、ご検討をお願いいたします。

(3) 建設候補地の再検討について

① 統合小中学校の建設用地の面積を3万㎡以上とするのか

福島建築設計による試算では、学校建設の最低面積として小学校で15,983㎡、中学校で13,573㎡が必要で、合計すると29,556㎡となり、およそ30,000㎡の面積が必要となります。これは標準的な工法で必要となる学校の敷地面積であり、この最低面積を示した理由は、例えば4階建てや、体育館を校舎の上に置くことで面積を少なくできるのではないかなど、建て方の工夫で少ない面積でも建てられるのではといった意見により候補地の検討がより難しくなってしまうことが想定されるからです。

ただ、30,000㎡と聞いても、それが正しいかがよくわからないと思いますので、概ね現在の学校の敷地面積を申し上げると、東小が21,000㎡程度 南小が19,000㎡程度 大小で17,000㎡ 昭和中で31,000㎡なので、皆さんにイメージいただきたいのは、現在の昭和中の中に、小学校の校舎と小学生用のグラウンド、バスの停留場やその他諸々が入ることをイメージいただければ、30,000㎡が適当な面積なのか、少ない面積なのかを想像していただけたと思います。そのため、福島建築設計では、最低で3万、できれば4万の面積がほしいとなったものと理解しております。今後の候補地を考えるにあたり、常識的な建て方の工夫でまかなえる部分とそうでない部分もあるかと思っておりますので、用地面積の最低ラインについて、検討をお願いいたします。

南小	18,451㎡	校舎4,531㎡	体育館1,260㎡
東小	20,681㎡	校舎3,360㎡	体育館1,389㎡
大小	16,973㎡	校舎2,162㎡	体育館 598㎡
昭和中	30,598㎡	校舎5,126㎡	体育館2,440㎡

② 外部の業者から新たに候補地の提案をしてもらうか

先の会議で「他の業者からも候補地の意見をもらったかどうか」との意見がでましたが、これを受けて事務局で、県内の学校を設計している石井設計に来ていただき、事情説明と提案・見積もりをお願いしたところ、後日見積もりの辞退の連絡が入りました。すなわち、候補地の提案はできませんとのことでした。理由は、主な業務が学校校舎などの設計であり、適地検討は難しいとのことでした。

群馬県の設計業者で学校建築に多く実績のある会社は福島と石井かと思っておりますので、他の業者を探すのも難しいと思います。ちなみに、用地について適地の提案を業務としている会社やその実績がある会社は調べた限りではありませんでした。そのため、新たに別の事業者から候補地の提案が必要か否か、検討をお願いいたします。

③ 現在の比較候補地 7カ所で検討していくのか

(3)①の検討で、面積の最低ラインを決め、(3)②で外部からの意見も必要ないとなると、現在福島建築設計が提案した比較候補地が 7カ所あるわけですが、それ以外の新たな候補地を委員の皆様で提案してから候補地を考えるのか、当初の比較候補地 7カ所から候補地を考えるのか、検討をお願いいたします。

④ 比較候補地の所有者から内諾をもらってから比較候補地とするのか

小規模の土地や、施設の付属用として、どうしてもそこでなければならぬ土地の場合は、事前に所有者に確認を取り、内諾をいただいてから事業を行うことはあります。

しかし、今回の学校建設用地の場合は、面積が大きく所有者も複数にのぼること、比較検討の候補地になっても建設用地として決定しない場合は取得しないことから話が流れること、用地が畑・田んぼと現在も利用している場所のため簡単には承諾がもらえなさそうなことなど、所有者の譲渡の意思確認後に候補地とすることは時間もかかり難しくも思えることから、建設用地として決定してから所有者にお願いをしたほうが譲渡いただける可能性も高まるのではと考えます。そのため、所有者の内諾はない状況ですが、建設用地の候補地として進めていったほうが良いのではと思いますが、検討をお願いいたします。

⑤ 比較候補地の狭め方について

候補地を決めて行く上で、現状の7カ所+その他(提案ある場合)の全てについて、現地視察やメリット・デメリット、遠距離通学などの条件を詳しく検討していくのか、それとも3カ所程度に絞ってから詳しく検討していくのか、比較候補地の選択や比較の方法について、検討をお願いいたします。

⑥ 現地視察をどの段階で実施していくべきか

現地視察は、出来れば子ども達が通う平日の昼間が適当かと思いますが、候補地を絞って、諸条件も検討した後に見た方が良いのか、絞る前に絞るために現地視察したほうが良いのか、検討をお願いいたします。

⑦ スクールバスの費用比較はどの段階で実施していくべきか

候補地全ての比較検討を行うよりも、候補地を絞った段階で、諸条件の一つとして、遠距離通学の費用やルートなど、範囲を変えた複数パターンで比較検討したほうが良いかと思いますが、検討をお願いいたします。

⑧ 比較候補地に予定地となった場合の諸条件を先に議論してしてから候補地の決定を行うのか

当初は候補地が決定してから、候補地にあった諸条件を各部会で検討していく予定でし

たが、候補地が決定しないことから、候補地決定に際し諸条件を（たとえばスクールバスなど）決めてから、候補地を決定していったほうが良いかと考えますが、検討をお願いいたします。

.....

⑨ 候補地はどのように決定するのか

どのように絞っていくかにもよるかと思いますが、候補地決定に際して、委員で決定していくのか、保護者アンケートを実施するのか、住民投票までするのか、委員の皆さんはどのようにお考えなのかご意見をお聞かせください。これについては、今後の話し合いの中で変化もしていくと思いますし、現時点で検討して結論をだすべきことではないので、現在の皆さんが考えている方向性について、ご意見だけお聞かせ下さい。

なお決定方法については、候補地について十分な話し合い・検討が行われた後に決め方についても改めて検討いただこうと考えております。